

合格後に傷病が発生・発覚した場合の扱いについて

合格後に病気・けが（傷病）の発生・発覚により、派遣中止・延期となる方々が近年増えています。合格後に傷病が発生・判明した場合は、原則として健康審査を再度行い、審査結果により派遣可否を以下のとおり判断しますのでご了承ください。

1. 派遣遅延期間が「3 か月未満」と見込まれる場合

派遣先の JICA 在外事務所等を通じて受入可否の確認を行い、受入先の了解が得られる場合は、派遣時期を調整します。了解が得られない場合は、下記2の扱いとなります。

2. 派遣遅延期間が「3 か月以上～6 か月未満」と見込まれる場合

当初派遣予定の案件への合格は解除され、傷病完治までの期間は、受験された職種での「健康条件付き登録者」となります。傷病が完治または改善して健康審査に合格した時点で「登録者」の扱いとなり、資格条件が合致する要請案件がある場合は、JICA 在外事務所等および本人に確認の上繰上げ合格とします。

3. 派遣遅延期間が「6 か月以上」と見込まれる場合

残念ながら合格取消となります。

4. 活動内容・活動地域等に条件が付される場合

健康審査の結果、傷病の性質、現地の医療事情や生活環境等をふまえ、当初予定されていた国・地域への派遣が困難と判断される場合があります。その場合、青年海外協力隊事務局において、資格条件に合致する案件への振替可否について再度個別に審査を行います。

審査の結果、審査時点で条件に合致する代替案件が存在しない場合は、受験された職種での「登録者」となります。登録期間中に条件に合致する代替案件が発生した場合には繰上げ合格となりますが、必ずしも代替案件を提示できるとは限りませんので、予めご了承ください。

5. 上記によらず合格取消となる場合

合格者の方が故意に既往症を申告しなかった場合、JICA が求めた診断書を指定した期日・内容で提出せず健康審査が困難な場合は、上記によらず合格取消とする場合があります。

【登録制度の概要】

(1) 登録者について

受験した職種での合格者に準ずる扱いとなり、登録期間中に他の合格者が辞退した場合や受入国側から JICA 海外協力隊として受け入れたい、という要請があった場合に、繰上げ合格となる可能性があります。

(2) 健康条件付き登録者について

登録期間内に傷病が完治する可能性、もしくは健康状態が改善する可能性がある場合、「健康条件付き登録者」となります。健康条件の改善が確認された後に、正式な「登録者（上記（1））」となります。

(3) 登録期間

傷病発生後の直後の募集期の二次合否発表日の属する月末までが登録期間となります。

(4) その他

登録期間中も JICA 海外協力隊への応募は可能です。